

国民健康保険の届出や申請に必要なもの

	こんなときには		必 要 な も の		
加 入	職場の健康保険をやめたとき 被扶養者からはずれたとき		健康保険の資格喪失証明書、退職証明書、離職票のうちい ずれか1つ・世帯主名義の通帳・金融機関届出印・ご本人が 来庁の場合、お持ちであればキャッシュカード（※1）		追加加入のとき は加入先世帯の 国民健康保険証
	市外から転入してきたとき （市民課で転入届をした後）				
	子どもが生まれたとき		母子手帳（別冊含む）・子どもを扶養する人の保険証		
脱 退	職場の健康保険に加入したとき 被扶養者となったとき		職場の健康保険証（もしくは健康保険資格証明書）全員分、職場の 健康保険に加入された全員分の国民健康保険証、印鑑（朱肉で押すもの）		
	市外へ転出するとき （市民課で転出届をした後）		転出する方の国民健康保険証（お持ちの方は医療証も）		
そ の 他	市内での転居 世帯や氏名の変更		変更のある方の国民健康保険証（お持ちの方は医療証も） （世帯主の氏名が変わるときは、世帯全員分の国民健康保険証）		
	保険証の再交付 を受けるとき	汚れ・やぶれ	国民健康保険証		
		紛失	本人確認に必要なもの（※2）または他の世帯員の国民健康保険証		
	医療証の再交付を受けるとき		国民健康保険証または職場の健康保険証		
	高額療養費の申請をするとき		お知らせはがき・国民健康保険証・領収書・世帯主の口座がわかるもの 印鑑（朱肉で押すもの）		
	死亡して葬祭費を申請するとき		申請者の口座がわかるもの・印鑑（朱肉で押すもの） ・申請者が国民健康保険の世帯主でない場合、葬祭執行者を証明するもの（会葬礼状等） ・亡くなった方の国民健康保険証（お持ちの方は医療証も）		
	市民税非課税世帯で、入院中の食 費の減額を受けるとき （標準負担額減額認定証）		国民健康保険証		
自己負担限度額を超える医療 費がかかると見込まれるとき （限度額適用認定証）		国民健康保険証			

(※1) ○手続きの後、ご自宅にお知らせハガキを郵送します。そのハガキを守山区役所保険年金課（1階13番窓口）に持参していただき、国民健康保険証をお受け取りください。
志段味支所（4番窓口）でのお手続き、お受け取りも可能です。

(※2) 本人確認に必要なもの

いずれか 1点	運転免許証・パスポート・住基カード（写真あり）・障害者手帳 個人番号カード（写真あり）・外国人登録証明書
いずれか 2点	住基カード（写真なし）・保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書 雇用保険受給者証・通帳・キャッシュカード・クレジットカード 社員証・敬老パス・敬老手帳

届出や申請をされる場合は、守山区役所保険年金課（1階13番窓口）または志段味支所保険係（4番窓口）までお越しください。
なお、ご不明な点がございましたら守山区役所保険年金課（052-796-4544）または志段味支所保険係（052-736-2257）へお問い合わせください。